株式会社 三井住友フィナンシャルグループ

弊社に対する行政処分について

本日、金融庁より、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第20条第2項及び銀行法第52条の33第1項の規定に基づき、下記の通り行政処分(業務改善命令)を受けましたのでお知らせいたします。

弊社といたしましては、かかる処分を受けましたことを真摯に受け止め、引き続き経営努力を重ね、収益力の強化を通じ、公的資金の早期返済に向け全力で取り組んで参ります。

記

1. 命令の内容

- (1) 抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を平成17年 8月26日(金)までに提出すること。
- (2) 業務改善計画を着実に実施すること。
- (3) 上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、平成17年9月期を初回として、四半期ごとの実施状況を2ヶ月以内に報告すること。

2. 処分の理由

経営健全化計画に係る平成17年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離していることなどから、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第20条第2項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められること。

以 上